

広島県水道広域連合企業団管理規程第3号

広島県水道広域連合企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発注見通しに関する事項の公表)</p> <p>第2条 企業長又は工事の入札及び契約について企業長の委任を受けた者若しくは機関（以下「入札契約担当職員」という。）は、毎年度、予算の成立の日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって企業団の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象工事」という。）に係る次に掲げるものの見通しに関する資料を作成し、公表するものとする。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公表事項の閲覧)</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定による公表は、インターネットにより企業団ホームページ及び広島県の調達情報において、次に掲げる期間、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>(1) 第2条及び第3条第1項の規定により公表することとされる事項は、公表した日の属する年度において閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項から第5項までの規定により公表することとされる事項は、公表した日が属する年度及びその翌年度において閲覧に供するものとする。</u></p>	<p>(発注見通しに関する事項の公表)</p> <p>第2条 企業長又は工事の入札及び契約について企業長の委任を受けた者若しくは機関（以下「入札契約担当職員」という。）は、毎年度、予算の成立の日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって企業団の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象工事」という。）に係る次に掲げるものの見通しに関する資料を作成し、公表するものとする。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公表事項の閲覧)</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定による公表は、<u>建設工事入札契約情報閲覧所（以下「閲覧所」という。）において、一般の閲覧に供する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>2 入札契約担当職員は、別表の上欄に掲げる名称の閲覧所を同表の中欄に掲げる場所に設置し、同表の各項に掲げる閲覧所の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる閲覧の対象となる事項に関する資料を閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>3 建設工事入札契約情報に関する閲覧時間は、広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和5年広島県水道広域連合企業団</u></p>

条例第4号) 第2条第1項に規定する企業団の休日を除く日の午前9時から午後4時半まで(別表に定める建設工事入札契約情報企業団閲覧所においては、午前9時から午後5時まで)とする。

4 閲覧者は、建設工事入札契約情報を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

5 入札契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前2条の規定により定め、又は作成した事項に係る文書を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(3) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者

(情報通信ネットワークを利用した公表)

第5条 第2条及び第3条の規定により入札契約担当職員が公表する事項のうち企業長が別に定めるものについては、前条に定めるほか、情報通信ネットワークを利用した公表を行うものとする。

2 前項の規定による公表を行う場合の閲覧方法等については、企業長が別に定める。

第5条 (略)

第6条 (略)

別表(第4条関係)

名称	場所
建設工事入札契約情報	情報通信ネットワークを利用した公表 (企業団ホームページ)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。